

八戸市立中沢中学校 いじめ防止基本方針

令和8年度

I 八戸市立中沢中学校いじめ防止基本方針策定の目的と意義

1. 目的

国の基本方針、県の基本方針等を参考にして、本校の実情を鑑み、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を明らかにするために定める。

2. 意義

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- (2) いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- (3) いじめを行った生徒への成長支援の観点を学校いじめ防止基本方針に位置付けることにより、いじめを行った生徒への支援につながる。

II いじめ防止対策等の基本的事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が互いに理解しあい、生命や人権を尊重して、誰もがいじめに苦しむことなく、明るく健やかに学校生活を送ることを目指して行われなければならない。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護・救済し安全・安心を保障することが特に重要であることを認識しつつ、市教委、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

(定義) いじめ防止対策推進法の条文

第2条この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 法の定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う必要がある。
この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。
例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が起こったときのいじめを受けた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認するとともに表面のみにとらわれることなく、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「中沢中学校いじめ防止対策委員会」）を活用して行う。
- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- (5) 例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえ、適切に対応する。
- (6) いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能とする。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を中沢中学校いじめ防止対策委員会で情報共有する。
- (7) 具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。
- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ②仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ⑤金品をたかられる
 - ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- (8) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察への通報が必要なものが含まれることから、教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向への配慮の上で、早期に警察と連携して対応する。

3 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものである。
- (2) 仲間はずれや無視、陰口などの「暴力を伴わないいじめ」について、多くの生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなるものである。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる場合がある。
- (3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする必要がある。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

- ① 「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得るものである」という共通識を持ち、常に全ての生徒を見守っていくことが重要である。
- ② 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促すとともに、生徒に豊かな情操や道徳心を培い、生徒が互いの存在を認め合う望ましい人間関係を築き、いじめ問題を自分のこととして考え、関わっていこうとする態度を身に付けさせるため、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- ③ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。
- ④ 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりが未然防止の観点から重要である。
- ⑤ 「いじめは絶対に許されない」行為であるという共通認識を持ち、その対策には家庭や地域住民、関係機関と一体となって取り組んでいく必要がある。

(2) いじめの早期発見・未然防止

- ① いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める必要がある。
- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- ③ いじめを受けている生徒がいじめを訴えやすい体制を整える必要がある。このために定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、早期発見に努めるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

- ① いじめがあることが確認された場合は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
- ② 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく必要がある、また、学校として組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 家庭や地域との連携について

- ① 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である
- ② より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめを行っている生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であるため、日頃から、関係機関との連携体制を構築しておくことが必要である。

Ⅲいじめの防止等のための対策に関する事項

1. 中沢中学校いじめ防止対策委員会の組織

(1) 中沢中学校いじめ防止対策委員会の任務

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり。
- ② いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口。
- ③ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ⑤ いじめを受けた児童生徒に対する支援・いじめを行った児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ⑥ 中沢中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正。
- ⑦ 中沢中学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ⑧ 中沢中学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、中沢中学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む。）。

(2) 委員構成

(常任) 全教員

(非常任) P T A会長、地域学校連携協議会会長、スクールカウンセラー

(3) 委員の任務（常任）

①校長

- ・中沢中学校いじめ防止対策委員会の設置

②教頭

- ・中沢中学校いじめ防止基本方針の運営
- ・中沢中学校いじめ防止基本方針の立案
- ・中沢中学校いじめ防止基本方針の保護者、地域への周知
- ・中沢中学校いじめ防止基本方針の取組点検

③教務主任

- ・中沢中学校いじめ防止プログラムの立案と運営管理

④生徒指導主任

- ・いじめの早期発見のためのマニュアル立案
- ・いじめ事案対処のためのマニュアル立案

⑤研修主任

- ・いじめの防止などに係る校内研修の企画・運営

(4) 委員の任務（非常任）

- 中沢中学校いじめ防止基本方針の策定
- 中沢中学校いじめ防止基本方針の取組に対する提言及び点検
- 重大事案発生時の対応

2. いじめの防止のための取組

(1) いじめ防止プログラムの策定

いじめ防止のため、いじめの早期発見のため年間プログラムを作成して取り組む。

このプログラムは教務主任が立案し、いじめ防止対策委員会で策定する。(別紙1)

(2) いじめの早期発見のためのマニュアルの策定

いじめの早期発見のためのマニュアルを策定する。このマニュアルは生徒指導主任が立案し、いじめ防止対策委員会で策定する。(別紙2)

(3) いじめ事案対処のためのマニュアルの策定

いじめ事案対処のためのマニュアルを策定する。このマニュアルは生徒指導主任が立案し、いじめ防止対策委員会で策定する。(別紙3)

(4) いじめ防止のための取組の点検

①いじめ防止のための取組を点検する。点検は教頭が立案し、いじめ防止対策委員会で策定した点検票(別紙4)に基づき、各学期末に行う。

②学校評価において目標の達成状況を評価する。達成目標を以下のように設定する。

ア) 計画されたいじめ防止プログラムを80%以上実践する。

イ) いじめ防止のための取組点検票において80%以上の肯定的結果に達する。

上記①②の点検について、改善が必要となる事項があった場合、いじめ防止対策委員会でその改善策を検討し改善する。

(5) 地域・保護者へのいじめ防止基本方針の周知

①いじめ防止基本方針をホームページに掲載する。

②第1回保護者集会(参観日)に周知する。

(別紙1) 中沢中学校いじめ防止プログラム

月	内容	対象	ねらい	主管
4	①第1回中沢中学校 いじめ防止対策委員会 (以下対策委員会) ②心の窓アンケート	対策委員 生徒	・基本方針の確認 ・生徒情報交換 ・生徒の情報収集	教頭 生徒指導主任
5	①心の窓アンケート ②第2回対策委員会 ③いじめ学習	生徒 対策委員 生徒	・生徒の情報収集 ・生徒情報交換 ・いじめに関する基本学習	生徒指導主任 教頭 研修主任
6	①心の窓アンケート ②第3回対策委員会	生徒 対策委員	・生徒の情報収集 ・生徒情報交換	生徒指導主任 教頭
7	①心の窓アンケート ②第4回対策委員会 ③教育相談	生徒 対策委員 生徒・保護者	・生徒の情報収集 ・生徒情報交換 ・悩み相談、生活改善	生徒指導主任 教頭 生徒指導主任
8	①心の窓アンケート ②第5回対策委員会 ③校内研修	生徒 対策委員 職員	・生徒の情報収集 ・生徒情報交換 ・いじめに関する研修	生徒指導主任 教頭 研修主任
9	①心の窓アンケート ②第6回対策委員会	生徒 対策委員	・生徒の情報収集 ・生徒情報交換	生徒指導主任 教頭
10	①心の窓アンケート ②第7回対策委員会	生徒 対策委員	・生徒の情報収集 ・生徒情報交換	生徒指導主任 教頭
11	①心の窓アンケート ②第8回対策委員会 ③教育相談	生徒 対策委員 生徒・保護者	・生徒の情報収集 ・生徒情報交換 ・悩み相談、生活改善	生徒指導主任 教頭 生徒指導主任
12	①心の窓アンケート ②第9回対策委員会	生徒 対策委員	・生徒の情報収集 ・生徒情報交換	生徒指導主任 教頭
1	①心の窓アンケート ②第10回対策委員会	生徒 対策委員	・生徒の情報収集 ・生徒情報交換	生徒指導主任 教頭
2	①心の窓アンケート ②第11回対策委員会	生徒 対策委員	・生徒の情報収集 ・生徒情報交換	生徒指導主任 教頭
3	①心の窓アンケート ②第12回対策委員会	生徒 対策委員	・生徒の情報収集 ・生徒情報交換 ・プログラムの点検	生徒指導主任 教頭

(別紙2) いじめ早期発見・対応マニュアル

1. 早期発見の基本姿勢

いじめは「どのクラスでも、どの子にも起こりうる」という前提に立ち、小さな兆候を見逃さない。

- ・認知の定義： 本人が否定しても、周囲の状況からいじめが疑われる場合は「いじめ」として扱う。
- ・組織的対応： 一担任で抱え込まず、学年主任・生徒指導主任・管理職へ即座に共有する。

2. 早期発見のための「3つのアンテナ」

① 日常観察のチェックポイント（教職員の目）

以下の変化が見られた場合、複数の教員で情報を共有する。

場面	チェック項目（サイン）
学習面	成績の急落、忘れ物の増加、ノートへの落書き、授業中の発言減少
生活面	衣服の乱れ、不自然なケガ、所持品の破損・紛失、昼食を一人で食べる
対人面	特定の生徒を避ける、過度におどける（自虐）、特定のグループからの疎外
登下校	登校渋り、遅刻の増加、一人で急いで帰宅する、不自然な場所での待機

② アンケート・定期診断（データの活用）

記名式アンケート（月1回）： 「嫌なことをされたか」だけでなく「見かけたか」を問う。

生活ノート（週録）： 記述内容の変化や、投げやりな表現、空白の増加に注目。

Q-U等の心理検査： 満足度尺度・意欲尺度の低い生徒をリストアップし、個別の聞き取りを行う。

③ 情報収集の多角化（生徒・保護者の声）

相談ポスト・SNS相談： 対面では言えない声を拾う仕組みの周知。

保護者との連携： 「家で急に怒りっぽくなった」「朝、腹痛を訴える」等の情報を迅速に共有してもらう。

3. 「いじめ疑い」発生時の初期動作フロー

① 情報の集約（発生当日）

- ・発見者は、生徒指導主任または学年主任に即座に報告。
- ・「いじめ事案共有シート」を作成し、時系列で事実を整理する。

② 事実確認のヒアリング

- ・被害側： 安全を確保した場所で聴取。
- ・加害側： 事実関係を確認。その行為に至った背景や言い分も聞くが、行為の正当化は許さない。

③ いじめ対策委員会（緊急招集）

- ・組織として「いじめ」と認定するか、支援方針をどうするかを決定。

(別紙3) いじめ事案対処マニュアル

1. 対処の基本原則

被害生徒の徹底保護： 何よりもまず、被害生徒が安心して登校できる環境を最優先に確保する。

事実に基づいた指導： 推測で動かず、複数の証言から外堀を埋め、客観的事実を確定させる。

抱え込みの禁止： 発見者は即座に報告し、学校全体（チーム）で対応する。

2. フェーズ別対応フロー

【フェーズ1】初動・事実確認（発生日～2日以内）

①即時報告： 発見教員から、学年主任・生徒指導主任・教頭へ速やかに報告。

②聞き取り調査

被害生徒： 落ち着ける場所で、複数の教員（担任＋信頼している教員等）で聞き取る。

加害生徒： 複数の教員（生徒指導主任＋学年主任等）で事実に沿って指導する。

記録の徹底： 全ての聞き取りは、日時・場所・発言内容を詳細に記録する。

【フェーズ2】組織的判断（発生から3日以内）

①いじめ対策委員会の開催： 校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任、SC（スクールカウンセラー）等で構成。

いじめの認定、重大事態（欠席日数等）への該当性の判断。

今後の指導方針と役割分担（誰がどの保護者に連絡するか等）の決定。

②保護者への連絡・説明

被害・加害両方の保護者に対し、事実関係を迅速かつ丁寧に説明する。

電話で済ませず、原則として来校を依頼し面談で行う。

【フェーズ3】指導と支援（継続）

・被害生徒への支援： 教室以外の居場所（保健室・相談室等）の確保、SCによるカウンセリング、登下校の安全確保。

・加害生徒への指導： 自分の行為が相手を傷つけたことを自覚させ、二度と行わないことを約束させる。必要に応じて別室登校などの出席停止措置（法的措置を含む）も検討。

・クラスへの働きかけ： 学級全体に対して、いじめを許さない姿勢を再確認する指導を行う（被害者の特定を避ける配慮を徹底）。

【フェーズ4】事後経過観察（1ヶ月～）

・「解消」の判断： いじめが止んでから少なくとも3ヶ月は注視し、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認して初めて「解消」とする。

・再発防止： 職員会議での事例共有、生徒への意識調査の継続。